

# 福島県教育委員会平成24年7月定例会会議抄録

1 日 時	平成24年7月20日（金） 午後1時30分
2 場 所	教育委員室（県庁西庁舎9階）
3 出席 委員	遠藤委員長、1番 小野委員、2番 境野委員、3番 日下委員、4番 高橋委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開 会	午後1時30分、委員長から7月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	委員長から、小野委員、境野委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会 期 の 決 定	委員長より、会期は本日1日とする旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定した。
(4) 記 録 係 の 指 名	委員長から武田副主査が指名された。
(5) 教育長提案理由説明	委員長から教育長に提出事件について説明を求めた。 教育長から提出議案等について次のとおり概要説明があった。 (説明概要) 議案第1号は、福島県文化財保護条例に基づき、県指定重要文化財の指定に関して、福島県文化財保護審議会へ諮問しようとするもの。 議案第2号から議案第5号は、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行おうとするもの。
(6) 会 議 の 非 公 開	ここで、委員長から、本日の審議のうち、議案第1号以降のすべての議案等について、非公開として審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定し、非公開とされた。
(7) いじめ問題対応説明	委員長から義務教育課長にいじめ問題に係る県教委の対応について説明を求めた。

義務教育課長からいじめ問題に対する県教委の対応について次のとおり説明があり、質疑応答が行われた。

(説明概要)

本県のいじめの現状だが、文科省の平成22年度問題行動調査の結果では、1,000人当たりのいじめ認知件数は1.02件(全国は5.5件)と47都道府県中3番目に低い。21年度も2番目に低く、ここ数年非常に低い状況にある。その態様は、冷やかしの脅し文句、悪口等が一番多く半数近くを占め、仲間外れや無視がこれに続く。発見のきっかけは、教職員が44%、残り56%が教職員以外の本人や保護者などからの訴えである。県教委では、24時間対応の電話相談も行っているが、昨年度全体で317件の相談があり、そのうち、いじめに関するものは120件程であった。

それらを踏まえた県教委の対応として、各学校では、大きく分けて三つの視点、いじめを早期に発見する視点、いじめに早期に対応する視点、いじめを生まない取組をする視点で様々な取組を行っている。例えば、いじめの早期発見のため、県内すべての公立小中学校でいじめアンケートを定期的実施して情報を集めたり、子どもたちと先生が触れ合う機会をできるだけ増やすよう進めている。また、いじめの早期対応では、生徒指導委員会を中心に組織的対応を執っている。さらに、いじめを生まない取組では、道徳教育や特別活動の時間を大切にしながら、「いじめは絶対に許さない。いじめ被害生徒を守り通す」という毅然とした姿勢を示すとともに、正義感や思いやりの心など豊かな人間性を育てることに努めている。また、開かれた学校づくりに取り組み、保護者や地域の協力を得ながらその対策に当たることも進めている。

これらの各学校の取組を支援する意味で、県教育庁では、すべての中学校、高校へのスクー

ルカウンセラーの配置や電話相談体制の拡充による教育相談体制の充実を図ったり、いじめが起きた場合に各学校が適切に対応できるよう、生徒指導マニュアルの中でいじめ対応マニュアルを明確に示している。また、今後、二学期以降、道徳教育に関する地区別の推進協議会が県内6か所で行われるが、その際にもいじめ問題について必ず取り上げ、子どもたちの心の中に思いやりの気持ちをしっかりと育ていけるような道徳教育の取組について話していくとともに、今後開かれる各種会議等でも問題を取り上げるなどして、いじめ問題の対応に引き続き取り組んでいく考えである。

なお、今回配布した通知については、平成18年度に県独自の取組として作成、通知した「いじめ防止のためのチェックリスト」を今回の通知に合わせて各学校に再度送付し、これら一つの項目について見直しをしていただき、改善等に取り組むよう依頼したものである。

(質疑応答)

委員：本県は全国でもいじめの割合が非常に低いということで喜ばしいことではあるが、我が家の三人の子どものうち、二人はいじめられていた。長男の時は、担任の先生に相談したところ、その担任の先生が素晴らしい先生で、すぐに問題を解決してくれて、本当に信頼できる先生に巡り会えて良かったと思った。しかし、二女の時は、いじめを担任の先生に相談しても取り上げてもらえず、結局校長先生が間に入り、クラス全員にアンケート調査を実施して初めて事実が明らかになった。私は、未だにその先生に対しては信頼感を持っておらず、もっと先生がしっかりしてくれていたらという思いがある。

今回の大津の事件も、子どもを守ってくれる教師がいなかったと思えてならない。

弱い者に親身になる熱血教師、いじめは絶対に許さないという熱い思いを持った教師が学校に一人でもいないと子どもは守れないと思うので、どんないじめも許さないという熱い思いを学校側に共有していただき、担任の先生にはそのような思いを持って一人一人の生徒を守っていただきたいと思う。

委員：県内には、不登校の児童・生徒、保健室登校の児童・生徒は何人いるのか。また、その子どもたちに対してどのような対応を執っているのか。

義務教育課長：不登校については、平成22年度問題行動調査のデータでは、本県は小中学校で1,575名。1,000人当たりの出現数としては8.8名で、全国が11.3名であり、これは47都道府県中2番目に低い状況である。ただし、保健室登校数は、把握することが難しく、具体的な調査は行っていない。

それらに対する対応としては、不登校に関しては様々な対応が執られているが、ここ数年、いかにして子どもたちを学校に復帰させるか、そのためにどうプログラムを組んでいくかということに取り組んできた。復帰のプロセスとしては、まずは不登校から相談室・保健室登校へ、そして、徐々に教室へというステップがある。保健室登校の子たちはその段階にあるので、可能な限り、担任の先生等がかかわるだけでなく、学級の子どもたちが保健室に来て、不登校の子どもと顔を合わせながら少しずつ慣らしていき、徐々に戻れるような態勢を作るということが各学校で行われている。

委員：学校に来ない子どもに対してはどうするのか。

義務教育課長：全く学校に来られない子どもに対しては、子どもとの関係を切らないようにする

のが基本であることから、定期的に家庭訪問を行い子どもと会って話をするなど様々な対応がある。その他に、適応指導教室というものが各地で開催されているので、学校には行けないが勉強はしたいという子どもは、そこで学校復帰のチャンスを待つという方法もある。場合によっては、NPOによるフリースクールも県内にいくつかあるので、そこで慣らしていくという方法もあると思う。

そうなれば次の段階が見えてくるが、全く引きこもってしまい、その状況から抜け出せない子どももいる。そのような子どもに対しては、やはり、先述のように、学校が関係を切らずに定期的に家庭訪問するなどして学校の状況を伝えたり、生徒本人が会ってくれない場合には保護者と協力しながら人間関係を構築していき、徐々に会えるようにしていくという対応を執っていくことになる。

それら不登校への対応に関しては、生徒指導委員会等で生徒一人一人に合わせた対応を組織的に検討、決定していく取組がほとんどの学校で執られている。本県の場合、これらの取組が非常に良くできており、不登校数が少ないだけでなく、学校復帰数も大分増えてきている。ただし、現実問題として1,500名程の子どもが不登校状況にあることは常に重く受け止めて、新たな不登校対策を引き続き行っていかなければならないと考えている。

委員長：今ほどの説明により、いじめ問題に対して本県教委としてできる限りのことを行っていることは共有できたと思うが、これからさらに、他人の痛みのわかる子どもたちを育てていくための背景を整えていくことは時間のかかることである。根底から考えていかなければならないことであると思う。課長の説明にもあったが、児童

生徒と教職員が触れ合う機会を確保すること、先ずこれが基本ではないか。やはり小中学校の場合は、生徒と先生との信頼関係があって初めて、いじめを生まない状況ができる。この信頼関係を築ける状況を作るのが教育委員会の一つの使命ではないかと思う。様々な問題が山積しているが、基本的には子どもと先生が信頼関係を持ち、子どもの一喜一憂や一挙手一投足が常に先生の眼の中に入る状況が確立されなければならないだろう。このことは、昨日の全国教育委員会連合会会議でも議題とされ、熾烈な意見交換がなされたが、地域によって全く対応は異なり、かなり厳しい対応を提案する県もあった。

いじめ問題は、いじめる側、いじめられる側という対立関係になりやすいが、これは私たちの中でもう一度考えなければならない。いじめる子のいじめる理由が、我々大人の責任であることを先ず認識する必要がある。いじめる子は悪い、いじめは絶対に許さないということはもちろんだが、いじめなくてはならない状況に追い込まれている子どもたちの状況も我々は考えなければならない。先生たちには、いじめを見つけることだけでなく、いじめる子どもの辛さや背景にも常に眼差しを向けていただきたいと思う。

したがって、いじめの未然防止や早期の問題解決についてはできる限りの最善の方策を執ってきたと思うが、今後は、いじめの問題が生まれてくる背景にも我々大人は一人一人責任を持って見つめていかなければならない。また、先生と生徒の関係性をさらに深めて、信頼関係を持てるような先生の指導環境を我々も一生懸命作りたいと思う。

(8) 前回会議録の承認	これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり非公開とされた。 委員長が、平成24年6月定例会の会議録について承認を求めたところ、全員異議なく承認した。
(9) 議案審議 議案第1号	平成24年度福島県指定重要文化財指定の諮問について（議案第1号）、文化財課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。
議案第2号	福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第2号）、職員課長より指定速度超過に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。
議案第3号	福島県市町村公立学校事務職員の懲戒処分について（議案第3号）、職員課長より指定速度超過に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。
議案第4号	福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第4号）、職員課長より指定速度超過及び交通加害事故に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。
議案第5号	福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第5号）、職員課長より指定速度超過に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。
(10) 次回の日程	平成24年8月21日（火）午後1時30分に定例会を開会することが決定された。
(11) 閉会	午後2時40分閉会となった。